

IV 出産・育児の経済的支援

*** 誕生入学祝金 ***

お子様の誕生・入学をお祝いし、町からお祝い金の支給をします。

○誕生祝金

<支給要件>

- ① 出生児の父または母が、対象児の出生前6ヶ月以上磐梯町に居住している
- ② 出生児と父母が、出生後1ヶ月以上磐梯町に居住している
- ③ ①・②の条件を満たし、磐梯町に居住の実態がある
- ④ 町税・使用料・手数料・分担金等に滞納がない
- ⑤ 磐梯町に定住する意思がある（3年以上）



<支給額>

第一子	10万円
第二子	10万円
第三子以降	20万円

※申請書に出生届後の住民票の添付が必要です

○入学祝金（平成31年3月31日までに出生したお子様は入学祝金の対象外となります）

<支給要件>

- ① 磐梯町に居住の実態がある
- ② 町税・使用料・手数料・分担金等に滞納がない
- ③ 磐梯町に定住する意思がある（3年以上）

※支給は小学校及び中学校への入学確定後となります

<支給額>

小学校入学時	10万円
中学校入学時	10万円

問合せ先：こども課 こども係 ☎74-1216

*** 出産育児一時金 ***

国民健康保険に加入されている方が出産した際は、出産児1人につき42万円の一時金が支給されます。

その他の健康保険に加入している方は、勤務先等にご確認ください。

※医療機関で出産費用を全額支払わなくてもいい「直接支払制度」がありますのでお問合せください。

問合せ先：町民課 生活環境係 ☎74-1215

*** 出産手当金 ***

働いていた女性が出産のために仕事を休み、勤務先から給与を受けられないときに申請により支給される手当金です。本人名義の社会保険（国保は対象外）に加入していることが条件です。

詳しくは勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。

問合せ先：こども課 こども係 ☎74-1216

*** 育児休業給付金 ***

育児休業を取得したときは、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業前賃金の50%が2か月ごとに支給されます。

詳しくは勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。

問合せ先：こども課 こども係 ☎74-1216

